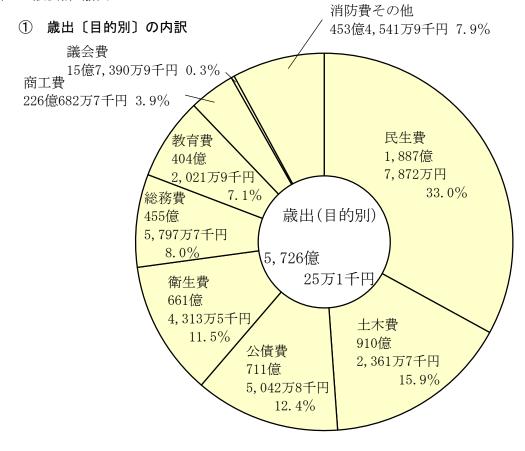
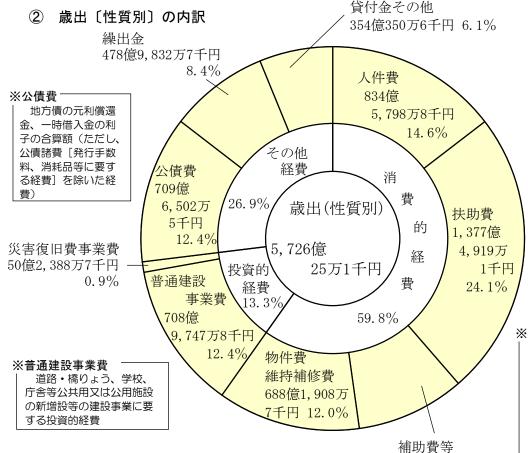
(3) 一般会計〈歳出〉





※扶助費

最低限の生活維持 を図る目的で支活維持 れる経費で、生活出 護法、名人福祉法、福祉法等 接護法等各種法法 基づき給する費用 び地方公共団体 独で行っている程 扶助に要する経費

※補助費等

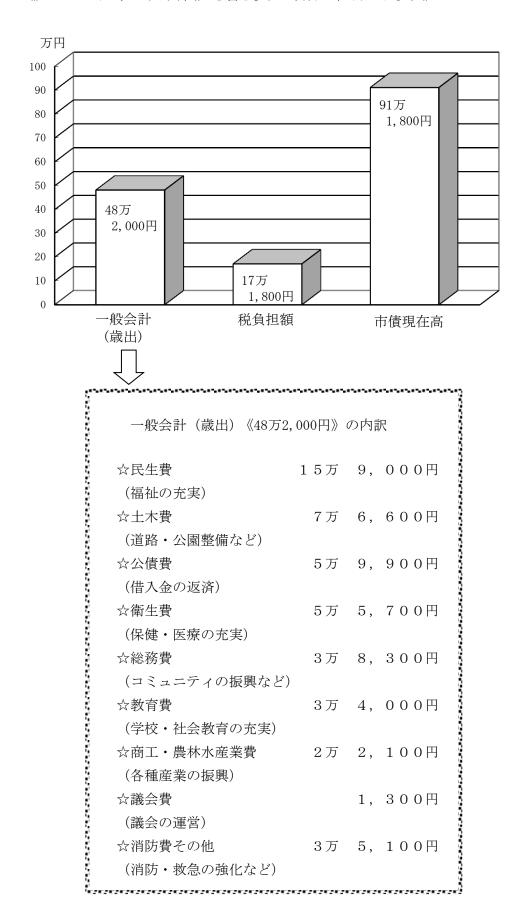
523億8,576万2千円

9.1%

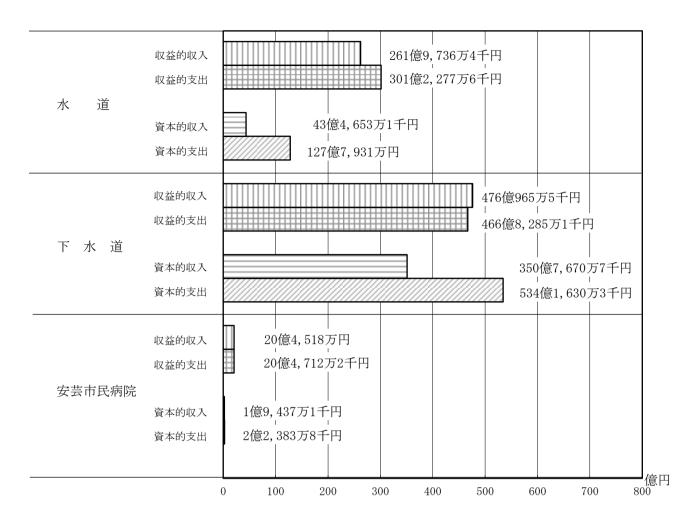
報償費(報償金及び賞 賜金)、役務費のうちの 各種保険料、負担金・補 助及び交付金(人件費及 び事業費に計上されてい る以外のもの)、補填及び賠償金(事業 に計上されている以外の もの)、償還金・利子及 び割引料(公債費に計上 されている以外のもの)、 寄附金、公課費

6 市民1人当たりの金額

《人口:118万8,067人(外国人を含む。) 平成27年3月31日現在》



7 企業会計の決算



用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を 表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、 企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価 償却費などで補塡します。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率)について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」(公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」)を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の平成26年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

		区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
平	成	26	年	度	 (実質赤字は生じていない)	(同左)	15. 4	228. 0	
	(平	成 25	年	度)			(15. 6)	(228. 2)	
	期 健 主的かつ 【ること	計画的に		健全化	11. 25	16. 25	25. 0	400.0	
	政 主的な 難とみ		り健全	化が	20. 00	30. 00	35. 0		

- ※ 実質赤字比率:一般会計等(一般会計と住宅資金貸付など8つの特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模 に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ※ 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位:%)

	区 分	資金不足比率		
特別会計名	中央卸売市場、国民宿舎 湯来ロッジ等、開発、水 道、下水道、安芸市民病 院	— (いずれの会計についても 資金不足は生じていない)		
	営 健 全 化 基 準 営企業において早期健全化 になるとみなされる基準)	20. 00		

※ 資金不足比率:公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

_________用 語 解 説 ______

◎ 各比率について

実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。 この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

宝質赤字比率 =

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

• 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

連結実質赤字額 連結実質赤字比率 = -

煙淮財政規模

• 実質公債費比率

-般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。 この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由 度が下がることになる。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

実質公債費比率 (3か年平均)

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

か年平均) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 準元利償還金:公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

• 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

将来負扣額-

(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

• 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】 公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。 この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

資金不足比率 =

将来負担比率 =

資金の不足額 事業の規模

◎ 各基準について

• 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。 4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

· 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」 を策定しなければならない。

• 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

平成27年度の財政状況

1 予算の執行状況(平成27年9月30日現在) (1) 一般会計

歲入__

区 分	当初予算額	繰 越 額	補 正 額	予算現額(A)	収入済額(B)	B / A × 100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
市税	202926861			202926861	118686654	58. 5
地 方 譲 与 税	3277746			3277746	1038799	31. 7
利 子 割 交 付 金	477241			477241	199617	41.8
配 当 割 交 付 金	1103330			1103330	190768	17. 3
株式等譲渡所得割交付金	530772			530772		
地方消費税交付金	21574368			21574368	13767815	63. 8
ゴルフ場利用税交付金	59283			59283	25397	42.8
自動車取得税交付金	551000			551000	266905	48. 4
軽油引取税交付金	5430000			5430000	2345110	43. 2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	29832			29832		
地方特例交付金	700000			70000	675342	96. 5
地 方 交 付 税	34000000			34000000	24417677	71.8
交通安全対策特別交付金	441000			441000	204496	46. 4
分担金及び負担金	6016374	120881		6137255	2672886	43.6
使用料及び手数料	13520456			13520456	4728782	35. 0
国 庫 支 出 金	119323662	6704882	614185	126642729	50321105	39. 7
県 支 出 金	28545638	971916	84462	29602016	3555234	12.0
財 産 収 入	2589065		257	2589322	1089991	42. 1
寄 附 金	66164		15812	81976	35434	43. 2
繰 入 金	35586146	17140	760009	36363295	408095	1.1
繰 越 金	1	3081049	143960	3225010	5455193	169. 2
諸 収 入	51344678	5774		51350452	4690970	9. 1
市 債	78645400	9910500	1058400	89614300	1327000	1.5
歳入合計	606739017	20812142	2677085	630228244	236103270	37. 5

歳出

///汉口	-							
	区	分	当初予算額	繰越額	補 正 額	予算現額(C)	支出済額(D)	$D/C \times 100$
			億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
議	会	費	1783225			1783225	846487	47. 5
総	務	費	48324221	83671	299471	48707363	17054038	35. 0
民	生	費	189191964	510985	165025	189867974	73536122	38. 7
衛	生	費	67091246	457499	253812	67802557	28545177	42. 1
農	林 水 産	業費	4278483	296918	11054	4586455	1150462	25. 1
商	エ	費	28130523	1175803	144364	29450690	19283692	65. 5
土	木	費	97613335	11567138	880967	110061440	55255742	50. 2
消	防	費	16777127	51399	197025	17025551	5349506	31. 4
教	育	費	49462197	4008411	535063	54005671	15405199	28. 5
災	害復	旧費	5439050	2660318	193500	8292868	1536504	18. 5
公	債	費	79308643			79308643	15182	0.0
諸	支 出	金	18939003			18939003		
予	備	費	40000		△3196	396804		
Ī	歳 出 合	計	606739017	20812142	2677085	630228244	217978111	34. 6

(注)予備費支出については、補正額に含む。